

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス契約書



_____様（以下、「ご利用者」といいます）と社会福祉法人奉優会（以下「事業者」といいます。）は、事業者がご利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業について、次とおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、ご利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、ご利用者が可能な限りその居宅において、要支援・事業対象者状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供し、ご利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は 契約締結日から、ご利用者の要支援・事業対象者認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の一週間前までに、ご利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス介護計画）

事業者は、ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画」に沿って「介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画書」を作成します。事業者はこの「介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス介護計画書」の内容をご利用者およびそのご家族に説明します。

第4条（介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供場所・内容）

- 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供場所・所在地及び設備の概要は、【重要事項説明書】のとおりです。
- 事業者は、第3条に定めた介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画に沿って介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供します。事業者は通所型サービスの提供にあたり、その内容についてご利用者に説明します。
- ご利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限りご利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 事業者はサービスの提供ごとに、サービスの内容等を介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス記録書に記入し、サービスの終了時にご利用者の確認を受けることとします。ご利用者の確認を受けた後、その控えをご利用者に交付します。
- ご利用者が、その判断能力から前項の確認をすることができない場合は、ご利用者の成年後見人・任意後見人・代理人またはご家族等から確認を得るものとします。サービス提供時に、ご家族等確認できる方がいないときは、後日まとめて確認していただきます。
- 事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス記録書を、この契約の終了後2

年間保管します。

- ご利用者は、事業所にて営業時間内に、ご本人に関する介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス記録書をご覧頂けます。
- ご利用者は、重要事項説明書記載の通り、ご本人に関する通所介護記録書の複写の交付を受けることができます。

第 6 条(料金)

- ご利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 25 日頃までにご利用者に送付します。
- ご利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに(自動引き落としの方法で)支払います。なお、ご利用者の口座からの自動引落しに関する手続日の関係、またはご利用者のご都合で口座からの自動引落し等ができなかった場合には、現金で回収させて頂くことがあります。
- 事業者は、ご利用者から料金の支払いを受けた時は、ご利用者に対し領収証を発行します。
- ご利用者負担金は関係法令及び告示・通達等に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令及び告示・通達等が改訂された場合には、改訂後の金額を適用するものとします。

第 7 条(サービスのキャンセル)

- ご利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後 6 時まで(前日が日曜日の場合は土曜日の午後 6 時まで)に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- ご利用者がサービス提供日の前日午後 6 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、ご利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 事業者は、ご利用者の体調不良等の理由により、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第 8 条(契約の終了)

- ご利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただしご利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 事業者はやむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、契約終了日一ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 次の事由に該当した場合は、ご利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者がご利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者がやむを得ない事情により閉鎖・縮小した場合
- 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約

することができます。(即時解約)

- ① ご利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ② ご利用者またはご利用者の成年後見人・任意後見人・代理人・ご家族・ご利用者の関係者等(以下、「ご家族等」という)が、職員に対して、暴力・セクハラ行為・暴言等を行い、または職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合。
- ③ ご利用者またはご家族等から、職員への特定の団体への加入・物品の購買等の度重なる執拗な勧誘等により、サービス提供の続行が困難な場合。
- ④ SNS(ソーシャルネットワークサービス)等へ法人や事業所の誹謗中傷的な書き込みが発覚した場合。
- ⑤ 上記の他、ご利用者またはご家族等が、事業所または職員に対して、本契約を継続し難い程の不信行為を行った場合。
- ⑥ 天災、法令の改廃、その他のやむをえない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。
- ⑦ ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ② 要介護認定により、ご利用者の心身の状態が自立もしくは要介護と判断された場合
 - ③ ご利用者が死亡した場合
 - ④ ご利用者の転居により、事業者によるサービス提供が不可能となった場合
6. この契約の有効期間内であっても、事業者とご利用者の双方の合意により、この契約を解約できます。

第9条(秘密保持)

1. 事業者または事業者職員等はサービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者はご利用者およびそのご家族に関する個人情報について、【重要事項説明書】に記載している目的において、必要最小限の範囲内で使用します。ただし、提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

第10条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実に行います。

第11条(緊急時の対応)

事業者は、現に介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第 12 条(連携)

- 事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供にあたり、主任介護支援専門員その他の指定介護予防・日常生活支援総合事業支援に関する知識を有する職員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 13 条(相談・苦情対応)

事業者は、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 14 条(本契約に定めのない事項)

- ご利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 15 条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者および事業者は、事物管轄の定めに従い、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

第 16 条 (連帯保証人について)

- 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務(本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。)(利用者代理人が契約者本人として事業者に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします)を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。
- 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。

第 17 条(ハラスメントについて)

事業所は適正な支援の提供を確保する観点から、職場において及び利用者・利用者家族より行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 職場及び介護の現場におけるハラスメント(カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメントを含む)を防止する為に基本方針を定め従業者に周知・啓発をする。
- ハラスメントの対応マニュアルを作成し 対処方法、ルールの周知・啓発、研修を実施するものとする。
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切な相談対応のための体制を整備し従業者に対し相談窓口等について周知を行う。

第 18 条(身体拘束)

利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむおえない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者およびその家族に十分な説明を

行い同意を得て実施します。

第 19 条(虐待の防止のための措置に関する事項)

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置しその結果について職員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、該当事業所職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第 20 条(感染症の予防及びまん延防止のための対策)

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行ない、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について職員へ周知します。ほか、指針の整備、研修及び訓練を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、BCP(業務継続計画)に基づいて対応します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

第 21 条(福祉サービス 第三者による評価の実施)

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、公正・中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉第三者評価です。評価の結果は、介護サービス情報公表システムのホームページにて確認できます。

第三者による評価の実施	1.あり	結果の開示	1.あり	2.なし
	2.なし			

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

1. 本人

私は、上記の重要事項について説明を受け、内容を十分に理解し、承諾しました。

署名: _____

住所: _____

日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 連帯保証人

私は、上記の内容を確認し、保証人としての責任を承諾しました。

極度額: 300 万円

署名: _____

続柄: _____

住所: _____

日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 代理人(後見人等)

私は、本人の代理人として、上記の内容を確認し、承諾しました。

(※後見人の場合、「後見人」と明記してください)

署名: _____

代理人区分: 法定後見人 任意後見人 その他(_____)

住所: _____

日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 〈住 所〉 東京都世田谷区駒沢 1-4-15 真井ビル 5F

〈名 称〉 社会福祉法人 奉優会

〈代表者〉 理事長 香取 寛